

千葉県報

号外
令和5年3月31日

主要目次

- 公安委員会規則
- 千葉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則
- 千葉県警察職員の補職及び職の設置に関する規則の一部を改正する規則
- 千葉県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則
- 千葉県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則
- 交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び管轄区域に関する規則の一部を改正する規則
- 千葉県公安委員会文書管理規則の一部を改正する規則
- 千葉県公安委員会が保有する行政文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則
- 千葉県公安委員会が取り扱う個人情報等に関する千葉県個人情報保護条例施行規則を廃止する規則
- 公安委員会告示
- 平成十八年千葉県公安委員会告示第十一号を廃止する告示
- 警察本部告示
- 警察本部長が保有する行政文書の開示等に関する告示の一部を改正する告示
- 警察本部長が取り扱う個人情報等に関する千葉県個人情報保護条例施行告示を廃止する告示

公安委員会規則

千葉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

千葉県公安委員会委員長 羽田 明

千葉県公安委員会規則第1号

千葉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

千葉県道路交通法施行細則（昭和35年千葉県公安委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

第2条の3第1項第3号中「歩行者専用」を「歩行者等専用」に改める。

別表第3一般国道409号の項中「及び」を「、袖ヶ浦市三箇1，981番1地先から林360番1地先まで及び」に改め、同表一般国道410号の項中「袖ヶ浦市」を「木更

津市下郡1，410番10地先から袖ヶ浦市三箇1，981番1地先まで及び袖ヶ浦市」に改め、同表袖ヶ浦市道蔵波台一丁目15号線の項の次に次のように加える。

印西市道00—015号線	印西市牧の台一丁目1番1地先から牧の台二丁目1番3地先まで
印西市道00—023号線	印西市牧の原五丁目1番23地先から牧の台一丁目1番1地先まで
印西市道00—024号線	印西市原一丁目1番6地先から牧の原五丁目1番23号線地先まで

別表第3横芝光町道1—1号線の項中「長山台1番14」を「姥山483番1」に改める。

附則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

千葉県警察職員の補職及び職の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

千葉県公安委員会委員長 羽田 明

千葉県公安委員会規則第2号

千葉県警察職員の補職及び職の設置に関する規則の一部を改正する規則

千葉県警察職員の補職及び職の設置に関する規則（昭和51年千葉県公安委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第3条の表中「特殊詐欺対策室長」を「暴力団対策室長」に、「暴力団対策室長」を

「特殊詐欺対策室長」に、「国際テロ対策室長」を「国際テロ対策室長」に、「学校に置

く課長」を「校長補佐」に改める。

第4条の表中「副首席師範」を「副首席師範」に、「学校に置く課長」を「校長補佐」に改める。

附則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

千葉県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

千葉県公安委員会委員長 羽田 明

千葉県公安委員会規則第3号

千葉県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

<p>(金曜日) 令和5年3月31日</p> <p>千葉県警察の組織に関する規則（平成6年千葉県公安委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第16条中第7号を第9号とし、第6号を第8号とし、第5号の次に次の2号を加える。</p> <p>(6) めいてい者、迷い子その他応急の救護を要する者の保護に関する事。</p> <p>(7) 自殺統計に関する事。</p> <p>第16条の2第1号中「めいてい者、」を削り、「、迷い子その他応急の救護を要する者の保護」を「の発見活動」に改める。</p> <p>第34条の2中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。</p> <p>(4) 暴力団対策に関する事。</p> <p>第34条の4中「その他の暴力団総合対策」を削る。</p> <p>第59条の2を次のように改める。</p> <p>(暴力団対策室)</p> <p>第59条の2 組織犯罪対策課に、暴力団対策室を附置する。</p> <p>2 暴力団対策室は、第34条の2第4号に掲げる事務を処理する。</p> <p>第59条の4の見出し及び同条第1項中「暴力団対策室」を「特殊詐欺対策室」に改め、同条第2項中「暴力団対策室」を「特殊詐欺対策室」に、「次の各号に掲げる」を「特殊詐欺の捜査に関する」に改め、同項各号を削る。</p> <p>第80条の2を次のように改める。</p> <p>(暴力団対策室長)</p> <p>第80条の2 暴力団対策室に、暴力団対策室長を置く。</p> <p>2 暴力団対策室長は、上司の命を受け、暴力団対策室の事務を処理し、部下の職員を指揮監督する。</p> <p>第80条の4を次のように改める。</p> <p>(特殊詐欺対策室長)</p> <p>第80条の4 特殊詐欺対策室に、特殊詐欺対策室長を置く。</p> <p>2 特殊詐欺対策室長は、上司の命を受け、特殊詐欺対策室の事務を処理し、部下の職員を指揮監督する。</p> <p>第104条の見出しを「(係)」に改め、同条第1項中「庶務部及び教養部」を「係」に改め、同条第2項を削る。</p> <p>第107条を次のように改める。</p> <p>(理事官)</p> <p>第107条 学校に、理事官を置くことができる。</p> <p>2 理事官については、第67条第2項の規定を準用する。</p>	<p>第112条の見出しを「(校長補佐等)」に改め、同条第1項及び第2項中「課長」を「校長補佐」に改める。</p> <p>附 則</p> <p>この規則は、令和5年4月1日から施行する。</p> <p>交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び管轄区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。</p> <p>令和5年3月31日</p> <p>千葉県公安委員長 羽 田 明</p> <p>千葉県公安委員会規則第4号</p> <p>交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び管轄区域に関する規則の一部を改正する規則</p> <p>交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び管轄区域に関する規則（平成6年千葉県公安委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。</p> <p>別表千葉県警察署の項中「殿台町」を「愛生町、殿台町」に改め、「愛生町、」を削り、同表印西警察署の項中「、富塚」を削り、「平塚並びに」及び「西白井四丁目並びに」の次に「富塚の一部及び」を、「松崎台二丁目並びに」の次に「草深の一部、」を加え、同表東金警察署の項中「砂田」の次に「、東駒込」を加え、同表茂原警察署の項中「箕輪」の次に「、ゆたか」を加え、同表いすみ警察署の項中「御宿台、」及び「並びに大原の一部」を削り、「上布施、」を「御宿台、上布施、」に改め、同表市原警察署の項中「姉崎、」を削り、「千種三丁目並びに」の次に「姉崎の一部及び」を加え、「大厩、」を削り、「若宮七丁目」の次に「並びに大厩の一部及び草刈の一部」を加え、「五井、」を削り、「更級五丁目」の次に「並びに五井の一部、玉前の一部及び出津の一部」を加え、「五井南海岸、玉前」を「五井南海岸」に、「玉前緑地、出津」を「玉前緑地」に、「松ヶ島緑地並びに島野」を「松ヶ島緑地並びに五井の一部、島野の一部、玉前の一部及び出津」に改め、「柳原」の次に「並びに五井の一部及び玉前の一部」を、「辰巳台東五丁目」の次に「並びに大厩の一部」を加え、「、草刈」を削り、「番場」の次に「並びに草刈の一部」を、「有秋台東三丁目並びに」の次に「姉崎の一部及び」を加え、「、高坂」を削り、「分目」及び「松崎及び山田」の次に「並びに高坂の一部」を加え、同表鴨川警察署の項中「、西町、東町及び広場」を「並びに西町の一部、東町の一部及び広場の一部」に改める。</p> <p>附 則</p> <p>この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>千葉県公安委員会文書管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。</p> <p>令和5年3月31日</p>
---	---

千葉県公安委員会委員長 羽田 明

千葉県公安委員会文書管理規則の一部を改正する規則

千葉県公安委員会文書管理規則（平成13年千葉県公安委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第7号イを次のように改める。

イ 千葉県情報公開条例第2条第2項第2号の施設を定める規則（平成13年千葉県規則第10号）に規定する施設において、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの

第2条第7号ウを削る。

第13条第2項第5号中「千葉県個人情報保護条例（平成5年千葉県条例第1号）」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」に、「利用停止等請求」を「利用停止請求」に、「同条例第22条第1項、第34条第1項又は第43条第1項」を「同法第78条第1項第4号、第94条第1項又は第102条第1項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
（経過措置）

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に千葉県公安委員会文書管理規則（以下「規則」という。）第2条第4号に規定する職員（以下「職員」という。）が職務上作成した同条第7号に規定する電磁的記録であって、職員が組織的に用いるものとして千葉県公安委員会が保有しているもの（改正前の規則第2条第7号ウに掲げるものに限る。）は、改正後の規則第2条第7号に規定する行政文書には含まないものとする。

3 施行日前に個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年千葉県条例第37号）附則第2項の規定による廃止前の千葉県個人情報保護条例（平成5年千葉県条例第1号）に基づく開示請求、訂正請求又は利用停止等請求があつた改正前の規則第2条第7号に規定する行政文書を含む規則第12条第1項に規定する簿冊等については、改正後の規則第13条第2項第5号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

千葉県公安委員会が保有する行政文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

千葉県公安委員会委員長 羽田 明

千葉県公安委員会規則第6号

千葉県公安委員会が保有する行政文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則

千葉県公安委員会が保有する行政文書の開示等に関する規則（平成14年千葉県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「千葉県情報公開条例第2条第2項第2号の施設及び同項第3号の電磁的記録を定める規則」を「千葉県情報公開条例第2条第2項第2号の施設を定める規則」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

千葉県公安委員会が取り扱う個人情報等に関する千葉県個人情報保護条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

千葉県公安委員会委員長 羽田 明

千葉県公安委員会規則第7号

千葉県公安委員会が取り扱う個人情報等に関する千葉県個人情報保護条例施行規則を廃止する規則

千葉県公安委員会が取り扱う個人情報等に関する千葉県個人情報保護条例施行規則（平成18年千葉県公安委員会規則第6号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

公 安 委 員 会 告 示

千葉県公安委員会告示第7号

平成18年千葉県公安委員会告示第11号（千葉県個人情報保護条例に基づく法人の指定）は、廃止する。

なお、この告示は、令和5年4月1日から施行する。

令和5年3月31日

千葉県公安委員会委員長 羽田 明

警 察 本 部 告 示

警察本部長が保有する行政文書の開示等に関する告示の一部を改正する告示を次のように定める。

令和5年3月31日

千葉県警察本部長 田 中 俊 恵

千葉県警察本部告示第1号

警察本部長が保有する行政文書の開示等に関する告示の一部を改正する告示

警察本部長が保有する行政文書の開示等に関する告示（平成14年千葉県警察本部告示

第25号)の一部を次のように改正する。
第1条中「千葉県情報公開条例第2条第2項第2号の施設及び同項第3号の電磁的記録を定める規則」を「千葉県情報公開条例第2条第2項第2号の施設を定める規則」に改める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

警察本部長が取り扱う個人情報等に関する千葉県個人情報保護条例施行告示を廃止する告示を次のように定める。

令和5年3月31日

千葉県警察本部長 田 中 俊 恵

千葉県警察本部告示第2号

警察本部長が取り扱う個人情報等に関する千葉県個人情報保護条例施行告示を廃止する告示

警察本部長が取り扱う個人情報等に関する千葉県個人情報保護条例施行告示(平成18年千葉県警察本部告示第45号)は、廃止する。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

購読料 本号 一部 一二円

発行者 千葉市中央区市場町一番一号 千 葉 県
購読申込先 〇四三(二二三)二六五八